

電子ジャーナルの利用に関する契約書（案）

地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）とは、電子ジャーナルの利用に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 受注者は、次のとおり電子ジャーナルを利用するための業務を履行するものとし、発注者はその対価として代金を支払うものとする。

- (1) 品目 詳細は別紙のとおり。
- (2) 納入場所 埼玉県立がんセンター2階 図書館（埼玉県北足立郡伊奈町小室780番地）
- (3) 契約期間 令和6年1月1日から令和6年12月31日までとする。
- (4) 納入期限 令和6年1月1日から利用可能であること
- (5) 契約金額 契約金額は、 円（税抜）

（支払内訳）

- 令和5年度 円（税抜）
- 令和6年度 円（税抜）

消費税及び地方消費税は第5条第2項のとおり別途算出する。

- (6) 業務内容
 - イ 電子ジャーナルを提供する各出版社（以下「本件出版社」という。）と発注者との役務提供契約締結の支援
 - ロ 電子ジャーナルに関する利用登録及び利用開始手続の支援
 - ハ 電子ジャーナルの利用に関する質問への回答
 - ニ 電子ジャーナル利用料金の受領及び本件出版社への送金
 - ホ 電子ジャーナルの欠陥、アクセス不良、その他の障害に係わる発注者のクレームの本件出版社への連絡

（契約保証金）

第2条 契約金額の10分の1以上（又は免除）

（利用登録）

第3条 受注者が、電子ジャーナルを納入しようとするときは、利用開始日からIPアドレス認証により利用できるよう利用登録を代行すること。受注者は登録完了後、延滞なく発注者にその旨報告をしなければならない。

（不合格品の補充・交換等）

第4条 受注者は、発注者から電子ジャーナルについて利用不可の旨の連絡を受けた場合、1週間以内に利用を再開できるように対応するものとする。

（代金の支払い及び精算）

第5条 代金の支払いは、令和5年度と令和6年度の2回に分けて行うものとする。発注者は、必要があるときは、受注者と代金の支払いについて協議の上、受注者から適法な代金請求書を受理した日から30日以内に、前払い支払うものとする。

2 消費税額の算出方法については、課税本体価を元に適格請求書等保存方式に対応するように算出された消費税額とする。

（契約の変更）

第6条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

2 受注者は、出版元の発行予定が変更された場合や納入期限内に利用できない欠号・未着の電子ジャーナルが発生した場合、及びその他の事情による納入予定の変更があった場合は、契約変更申請書を提出しなければならない。

3 未着の電子ジャーナルについて受注者はその納入につき、最大限の措置を講じなければならない。

4 受注者は、契約変更により、代金が減じた場合において、支払い済みの前払い金額が、変更後に要する前払い金額をこえるときは、その超過額を発注者に返還しなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントを乗じて得た遅延利息の支払いを請求することができる。

（契約金額の増減に伴う契約保証金の変更）

第7条 前条の規定によりこの契約の内容を変更する場合において、契約金額に増減を生ずるときは、その増減の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

(納入期限の延長)

第8条 受注者は、出版元の発行の遅れ、その他やむを得ない理由により納入期限までに電子ジャーナルを納入することができない場合は、その事由が発生した後、速やかにその理由、納入の予定日等を記載した書面により、発注者に納入期限の延長を申し出なければならない。

2 発注者は、前項の申し出を受けたときは、その内容を検討し、正当であると認めたときは、納入期限を延長することができる。

3 前項により、納入期限を延長した電子ジャーナルについても、第6条の契約変更申請の対象とする。

(違約金)

第9条 契約タイトル(電子ジャーナル)の30パーセント以上に欠号、未着等が発生した場合は、契約総額の2.5パーセントを違約金として発注者に納付しなければならない。

2 受注者は、物品の納入が納入期限後になったときは、納入期限の翌日から物品を納入した日までの日数に応じ、契約金額に年2.5パーセントを乗じて得た額を違約金として発注者に納付しなければならない。

3 受注者は、第4条第2項の規定による物品の取替え又は手直しをした場合において、当該取替え又は手直しをした物品の納入が納入期限後になったときは、当該取替え又は手直しを要した物品の納入の日(その日が納入期限以前であるときは、当該納入期限)の翌日から当該取替え又は手直し後の物品の納入の日までの日数に応じ、当該取替え又は手直しを要した物品の金額に年2.5パーセントを乗じて得た額を違約金として発注者に納付しなければならない。

4 前項の規定による違約金の額の算定については、物品(第4条第2項の規定による取替え又は手直しをした物品を含む。)の納入の日の翌日から第3条第2項の検査の完了までの日数は、算入しないものとする。

5 発注者の責めに帰すべき理由により、第5条の規定による契約金額の支払が遅れた場合は、受注者は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の支払を発注者に請求することができる。

6 第1項から第5項の規定により算定した違約金の総額が100円に満たないときは、当該違約金の納付は要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(危険負担)

第10条 物品の所有権が発注者に移転する前に当該物品について生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由によって生じた損害は発注者の負担とする。

(権利譲渡の禁止)

第11条 受注者は、この契約から生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、または引き受けさせてはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(発注者の催告による契約の解除等)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく受託した業務が完了しないとき又は期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

(発注者の催告によらない契約の解除等)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第11条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。
- (3) 履行期間内に受託した業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) この契約の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) この契約の受託した業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的に達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期

を経過したとき。

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (8) 受注者からこの契約の解除の申入れがあったとき。
 - (9) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約(以下「再委託契約等」という。)に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該再委託契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 受注者は、前項の規定により、この契約が解除された場合において、当該解除の日が納入期限後であるときは、納入期限の翌日から解除の日(当該解除が受注者からの申入れに基づくときは、発注者が当該申入書の提出を受けた日)までの日数に応じ、契約金額に対して年2.5パーセントを乗じて得た額を違約金として発注者に納付しなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たない場合及び当該解除の理由が受注者の責めに帰することができないものであると発注者が認めたときは、この限りでない。

(契約保証金の返還等)

- 第14条 発注者は、受注者がこの契約を履行したときは、遅滞なく契約保証金を返還するものとする。
- 2 前条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、当該解除の理由が受注者の責めに帰することができないものであると発注者が認めたときは、この限りでない。
- 3 契約保証金に対しては、その受入期間について利息を付さないものとする。

(契約保証金の納付が免除されている場合の特例)

- 第15条 受注者は、契約保証金の納付を免除されている場合において、第13条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。ただし、前条第2項ただし書の規定に該当する場合は、この限りでない。
- (受注者の損害賠償義務)

- 第16条 受注者は、第13条第1項の規定によりこの契約が解除された場合(第14条第2項ただし書の規定に該当する場合を除く。)において、これによって発注者に生じた損害の額が既納の契約保証金(契約保証金の納付が免除されている場合においては、前条の違約金)及び第13条第2項の違約金の額を超えるときは、その超える額を発注者の請求に基づき速やかに発注者に納付しなければならない。

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

- 第17条 本契約に関し、受注者が、次の各号の一に該当したときは、発注者が契約を解除するか否か問わず、受注者は、発注者の請求に基づき、本契約に基づく請求総額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。
- (1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項又は第8条の3に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された

場合を含む。)。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 紳付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- (5) 本契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、発注者に生じた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、発注者の請求に基づき発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 受注者は、前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、請求金額に年2.5パーセントを乗じて得た額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第18条 受注者は、受注者又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。)から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、発注者への報告、警察本部又は警察署への通報(次項において「報告等」という。)をしなければならない。

2 受注者は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第19条 発注者が、この契約に係る発注者の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、発注者は受注者に対し、受注者が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し(発注者に関する部分に限る。)の提出について、協力を要請することができる。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し生じた疑義については、発注者、受注者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

埼玉県北足立郡伊奈町小室780番地
発注者 地方独立行政法人埼玉県立病院機構
埼玉県立がんセンター
病院長 影山 幸雄

受注者